

令和 7 年度事業計画

令和 7 年度は伊豆沼・内沼がラムサール条約登録湿地となって 40 周年を迎える節目の年です。登録後、長きにわたって宮城県が主導してすすめてきた伊豆沼・内沼の研究、保全、普及啓発活動を総括し、それらを評価し、確たる伊豆沼・内沼の将来像を示さなければなりません。財団は、これまで伊豆沼・内沼の自然環境の保全とその活用を総合的に推進するため、教育的効果の向上をめざしつつ、地域活性化への寄与を目的とした研究、保全、普及啓発活動を、宮城県とともに展開してきました。その結果、研究による検証や評価にもとづいた「順応的管理」による適切な保全対策によって生物多様性の回復が進んできており、近い将来絶滅する可能性が高い、絶滅危惧種のゼニタナゴの繁殖をはじめ、魚介類を採食するカモ類であるミコアイサの増加、沈水植物の増加などが認められています。

普及啓発ではハクチョウにカメラ付き GPS ロガーを装着し、取得した位置情報と画像を、リアルタイムで市民に公開するという、ドルイド・テクノロジー社（中国）などとの国際共同プロジェクト「スワンププロジェクト」が順調に展開しており、SNS などを通じて全国から大きな関心が寄せられています。これらのことを踏まえ、40 周年記念事業では、これまでの歩みを振り返る記念誌の発行や今後の展望を議論するシンポジウムへの参画、各種事業の拡充など次の 10 年を見据えた事業を展開してまいります。

自然再生活動では、自然再生協議会での知見、議論を踏まえ、湖岸植生の保全の一環として、底質改善や水鳥の利用に成果の見たエコトーン（移行帯）の拡大を引き続き図るほか、沈水植物の復元に向け、より効率的かつ確度の高い植生復元技術のさらなる向上を図るとともに、水中の溶存酸素の改善に向けたハス・ヒシ等の刈り取りなどの対策も実施します。また、カラスガイの増殖・移殖事業は、稚貝生産などの地道な取り組みを進めてまいります。

外来魚防除活動では、オオクチバスの卵、稚魚、成魚と生活史全体にわたる伊豆沼方式と呼ばれる防除事業を継続し、オオクチバスの低減維持へ向けた活動を進めます。さらに、水生植物園を環境教育のフィールドとして活用する他、健康で心豊かな暮らしや社会経済活動とのバランスのとれた湿地保全を推進するため、他団体等の活用も可能となるよう遊歩道などの基盤整備を進めます。

自然保護思想の普及啓発活動では、自然体験講座や出前講座、写真展などを継続して実施する他、スワンププロジェクトをはじめとする最新の成果の展示や研究集会の開催、研究報告書の発刊を通じて、学術的知見を広く周知します。また、ジオパークの関連事業とあわせて、環境教育及び自然資源活用場の拡充を図り、伊豆沼・内沼の自然保護と賢明な利用への意識向上に努めます。加えて、沼をフィールドとする CSR 活動や高校・大学をはじめとする各種団体の活動支援を積極的に行います。

宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターは指定管理者として良好な施設環境を維持し、自然保護思想の普及啓発活動の拠点として有効に活用してまいります。

I 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団の運営

1 評議員会及び理事会の開催

定款の定めにより、評議員会は、定時評議員会として事業年度終了後3箇月以内（5月又は6月）に1回開催するほか、必要がある場合は臨時評議員会を開催する。

また、理事会は定時理事会として事業年度終了後3箇月以内（5月）及び翌事業年度開始前（3月）の2回開催するほか、理事長が必要と認める場合などに、臨時理事会を開催する。

なお、評議員会・理事会ともに開催が困難な場合は、定款の定めるところにより「決議の省略による決議」により必要な手続きを行う。

2 事務局担当課長会議の開催

宮城県環境生活部自然保護課、登米市（環境課、観光物産戦略課）、栗原市（環境課、田園観光課）及び当財団で構成する「事務局担当課長会議」を理事会前に開催し、理事会提案事項や事業執行上の諸課題について協議・検討を行う。

3 資産の運用管理

依然として国債等の債券や預金の金利は低く、基本財産の運用は厳しい状況となっている。一方、公益法人としてより一層公益性の高い自主事業の展開が求められており、それに必要な財源の確保が重要となっていることから、基本財産の運用にあたっては、安全・確実かつ高金利の金融商品による運用を行う。

4 財団運営寄付金及び自然保護基金造成のための要請等

当財団の財政基盤は、脆弱な状況が続いており、宮城県、登米市及び栗原市による財政的支援等により、厳しい状況を克服してきた。自然保護基金及び財団運営寄付金については、財団運営の根幹をなすものであることから、ホームページ等を活用した支援要請を行う。

5 民間団体助成金の活用

民間企業による環境への問題意識や関心が年々高まってきており、各種の助成制度を設けて地域で活動している自然保護団体等の支援を行っている民間企業も増加している。

当財団としても財政基盤の確立を図るため、民間企業における助成事業や調査・研究事業等の獲得に向けて積極的な取り組みを行う。

6 国、県及び市との連携

国、県などからの受託事業等については、委託者である国、県はもとより、登米・栗原両市とも連携を図りながら効率的かつ確実に事業を実施する。

7 情報の発信

ホームページやセンターニュースのほか、各種広報紙及びマスコミ等を効果的に活用し、最新の情報発信に努める。

II 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター管理運営事業

令和7年度は、新たな5年間の管理者の指定を受けて二年目、これまで以上に施設の有効活用を図ると共に、経費の節減を図りながら、安全かつより効率的な管理運営に努める。

また、充実した展示内容となったセンターについて、広く県内外に周知し入館者数の増加を図るほか、栗原・登米両市のサンクチュアリセンターとの連携を図りながら、環境教育の場として有効活用する。

なお、令和7年度については、全館照明のLED化工事業務が予定されており宮城県に最大限の支援・協力を行う。

このほか、周辺環境整備として、水生植物園やハス田、買上地の管理、観察路の整備等を実施する。

1 水生植物園の管理

水位の適正管理に努め、自然再生事業で再発見し、系統保存を続けているジュンサイなどの貴重な野生動植物の増殖を図る。また、園内に設置されている観察路の修繕や整備を行い、利用者の安全確保に努める。

2 ハス田管理（1 ha）

水位等の適正管理に努め、健全なハス群落の保全維持を行う。

3 買上地等の保安全管理

年2回の除草作業のほか、環境整備の一環として、ヤナギなどの支障木の枝打ち・伐採を適宜実施する。また、伊豆沼漁業協同組合及び土地改良区等と連携して野火を実施し、植生の保全やゴミの撤去などを行う。

4 地域内巡回指導

ゴミの不法投棄などを防止するため、沼周辺の巡視を実施する。また、釣人に対しては、県内水面漁業調整規則及び内水面漁場管理委員会の指示に基づき、再放流禁止などの適切な指導を行う。

III 環境省「国指定伊豆沼鳥獣保護区管理センター」管理事業

東北地方環境事務所と連携しながら施設の適正な管理に努めるとともに、調査研究・環境保全活動の場として有効活用する。また、令和7年度は、新たに鳥獣保護区制札の撤去業務を行うほか、ガンカモ類など鳥類の標識調査や学術研究等に使用する。

なお、国の鳥インフルエンザ検査等への協力を行う。

IV 栗原市若柳ラムサール公園管理事業

県サクチュアリセンター敷地及び駐車場・アプローチ等を含む栗原市若柳ラムサール公園については、利用者の安全確保及び景観保全を図るため、法面の除草作業や芝の手入れを毎月（5～9月）実施するなど適切な維持管理を行う。また、財団が実施する自然体験講座など環境教育の場として有効活用する。

V 伊豆沼・内沼の自然写真展事業

「伊豆沼・内沼の自然」及び「伊豆沼・内沼にかかわる人々」を題材とする写真展を登米市、栗原市及び財団の3者で構成する実行委員会において開催する。

この写真展は、令和7年度で35回目を迎えることとなり、県サクチュアリセンターのほか、登米市役所や栗原市役所などで展示を行い、広く伊豆沼・内沼の環境保全の重要性を啓発する。

令和7年度は、伊豆沼・内沼ラムサール条約湿地登録40周年を記念して、撮影範囲に大崎市（蕪栗沼及び周辺水田、化女沼）や南三陸町（志津川湾）を加えて開催する。

VI 調査研究・普及啓発事業

伊豆沼・内沼の自然環境の保安全管理のため、各種大学、団体と連携を図り、調査研究及び保全活動を行い、その成果を研究報告や研究集会、ホームページ等を通して全国に発信する。

また、各種団体等の要請に応じた講話や技術指導を行うほか、出前講座の開催スワンププロジェクトの展開を通じて自然保護の普及啓発活動を行うとともに、ジオパーク関連事業などにも積極的に参画する。

さらに、伊豆沼・内沼自然体験講座を年10回開催するほか、オオクチバスの駆除（バス・バスターズなど）や植栽活動など、ボランティアとともに行う保全活動を推進する。

VII 伊豆沼・内沼自然再生事業

昭和55年頃の多様な生物が生息する生態系を有していた伊豆沼・内沼の再生を目指し、令和元年度に策定された伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画（第2期）に基づき、水生植物保全整備及び湖岸植生保全整備を行う。水生植物保全整備では、沼内で減少している沈水植物の復元に向け、①埋土種子発芽試験、②系統保存及び増殖、③移植及び食害防止柵設置、④沼内生育状況調査を行う。湖岸植生保全整備では、①ヨシ群落等の刈払い、②エコトーン（移行帯）の造成を行う。

VIII 伊豆沼・内沼よみがえれ在来生物プロジェクト事業

オオクチバス等外来種の侵入などによって減少した在来生物を回復させるため、在来生物生息域の回復と外来種対策・植物群落の適正管理を行う。在来生物増加促進対策では、①在来魚類生息状況・在来植物生育状況調査、②二枚貝類の増殖・移植事業、③市民参加型在来生物の増殖技術の検討を行う。外来生物の駆除では、①電気ショッカーボートによる外来魚の駆除、②沼内の外来植物の除去、③在来生物の復元と伊豆沼流域における外来生物の駆除を行う。

IX 伊豆沼・内沼ワイズユース推進基盤整備事業

本事業は、水生植物園を利活用するための具体策の検討と再整備をする5カ年計画の最終年となり、木道に代わる散策路の整備、休憩用ベンチの増設や誘導板の設置等を行い、来園者が散策等を楽しめるよう再整備を行う。

X 外来魚遅滞相管理を目指した捕獲等業務

伊豆沼・内沼の生態系に深刻な被害をもたらしているブルーギルとオオクチバスについて、電気ショッカー、三角網、人工産卵床、定置網、刺し網を用いた駆除を行う。生息密度を判定するための環境DNA調査も行い、低密度管理から、外来魚の繁殖が厳しい状況を維持していく遅滞相管理に向けた考察を行う。また、密放流対策として看板と監視カメラを設置する。

XI 伊豆沼・内沼ラムサール条約湿地登録40周年記念事業

令和7年度は、伊豆沼・内沼のラムサール条約湿地登録40周年を迎えることから、これまでの歩みを振り返る記念誌を発刊する。

また、一年間を通して様々な取り組みについての情報発信を強化するとともに、宮城県が開催するシンポジウム及びワークショップ・観察会等に参画し、最大限の支援・協力を行う。

XII そ の 他

サンクチュアリセンター諸活動の普及発展に寄与することを目的に設立した、宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリ友の会の育成強化を図る。